

## 1 趣旨

県内の労働災害防止対策については、三重労働局と各労働基準監督署が連携し、平成30年より「死亡災害ゼロ」、「死傷者数2,000人未満（アンダー2,000）」を目標として、「アンダー2,000みえ推進運動」を毎年展開している。令和5年においては、同年4月から三重労働局第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）がスタートしたことから、その初年度の取組みとして、死亡災害を撲滅するとともに、死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和9年までに死傷者数2,000人未満の達成を目指した「令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動」を掲げ、安全衛生推進運動を県内に広く展開したところであるが、労働災害の発生状況は、死亡者数11人、死傷者数2,341人となり、達成には至らなかった。

伊賀労働基準監督署では、平成31年より、労働災害による死傷者数210人未満の達成を目指した「アンダー210いが」を掲げ、安全衛生推進運動を展開しているところであるが、5年連続で目標を達成できていない。

令和6年においても、労働災害の増加に歯止めをかけ、労働災害による死傷者数210人未満を達成するため、近年の災害動向等に係る課題等を踏まえた上で、三重労働局が展開する「令和6年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」（以下「アンダー2,000みえ」という。）と連動し、「死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動」（以下「アンダー210いが」という。）を管内に広く展開する。

## 2 主催

伊賀労働基準監督署

## 3 「アンダー210いが」の重点事項

### （1）重点災害

- ①行動災害（転倒災害、腰痛）
- ②墜落・転落災害
- ③機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ④交通労働災害
- ⑤高年齢労働者の労働災害

### （2）重点業種

- ①製造業（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ②建設業（墜落・転落災害、交通労働災害）
- ③道路貨物運送業（墜落・転落災害、交通労働災害）
- ④小売業（転倒災害）
- ⑤社会福祉施設（転倒災害、腰痛）

### （3）業種横断

- ①転倒災害（再掲）
- ②高年齢労働者の労働災害（再掲）

## 4 伊賀労働基準監督署の実施事項

- （1）上記3の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- （2）労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発

- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

## 5 事業者の実施事項

### (1) 重点事項に対する実施事項

#### ① 事故の型に応じた労働災害防止対策

##### ア 行動災害（転倒災害、腰痛）防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 機械化による省力化

##### イ 墜落・転落災害防止対策

- (ア) 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- (イ) 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- (ウ) トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- (エ) 「墜落災害防止強調月間（7月・12月）」の重点取組

##### ウ 機械災害防止対策

リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施（機械設備等の安全化及び作業方法の改善）

##### エ 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の事項

- (ア) 交通ルールの順守
- (イ) 運転時及び歩行時の安全確認の徹底
- (ウ) 交通安全教育の実施

##### オ 高年齢労働者の労働災害防止対策

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく次の事項

- (ア) 身体機能を補う設備・装置の導入
- (イ) 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- (ウ) 健康状況、体力の状況の把握・対応
- (エ) 丁寧な安全衛生教育の実施
- (オ) エイジフレンドリー補助金の利用勧奨

#### ② 業種に応じた労働災害防止対策

##### ア 製造業

機械災害防止対策（上記①ウ）

##### イ 建設業

墜落・転落災害防止対策（上記①イ）

##### ウ 道路貨物運送業

墜落・転落災害防止対策（上記①イ）及び交通労働災害防止対策（上記①エ）

##### エ 小売業及び社会福祉施設

転倒災害防止対策（上記①ア）

### (2) 年間安全衛生管理計画

前年（度）に取り組んだ安全衛生活動の検証及び検証結果を反映した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCAサイクルにより、継続的かつ計画的に安全衛生活動を推進する。